

仙台市告示第362号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定める区域を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年7月28日

仙台市長 奥山 恵美子

指定区域	埋立地の種類
仙台市若林区荒浜字川向51番1の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第13条の2第1号に規定する埋立地の区域
仙台市青葉区芋沢字下野28番1、28番2、28番3、 仙台市青葉区芋沢字青野木247番1、248番	
仙台市若林区種次字中野70番2の一部	
仙台市青葉区荒巻字青葉696番	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第13条の2第3号イに掲げる埋立地であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の31第1号に規定する埋立地の区域
仙台市青葉区芋沢字青野木349番1、349番4	
仙台市太白区秋保町馬場字北山西33番1の一部	
仙台市青葉区芋沢字塩野沢20番、23番2、23番3、23番4、24番2、27番1、29番1、29番6	
仙台市若林区井土字開発139番1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第13条の2第3号イに掲げる埋立地であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の31第2号に規定する埋立地の区域
仙台市泉区朴沢字宮床山2番1の一部	
仙台市若林区荒浜字北官林17番1の一部、28番2、28番3、28番4、28番5、28番6、28番9、28番10、28番11	
仙台市若林区荒浜字北官林27番1	
仙台市太白区坪沼字大八上38番8、38番9、38番11、39番2、39番20、39番21	
仙台市青葉区大倉字夜盗沢23番の一部、37番の一部	
仙台市太白区中田町字二軒橋5番1、5番5、5番6	
仙台市太白区秋保町湯元字青木28番9の一部	